

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 神奈川県横須賀市内川二丁目5番50号

氏名 株式会社アール・アール・シー  
代表取締役 本田 雅昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

# 小池百合子

COPY

許可の年月日 令和 2年12月12日

許可の有効年月日 令和 7年12月11日

## 1 事業の範囲

### (1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く。）

### (2) 特別管理産業廃棄物の種類

- ① 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）
- ② 廃酸（pH2.0以下のもの）
- ③ 廃アルカリ（pH12.5以上のもの）
- ④ 感染性産業廃棄物
- ⑤ 特定有害産業廃棄物
  - ア. 廃石綿等
  - イ. 金属等を含む廃棄物（裏面別表のとおり）

## 2 積替え保管施設

\*\*\*\*\*

## 3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成 17年 12月 12日 新規許可  
令和 2年 12月 12日 更新許可 第3回

## 5 積替え許可の有無 無

## 6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



別表 産業廃棄物の種類：金属等を含む廃棄物

有害物質名	限定内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
		アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	シス-一・二・ジクロロエチレン	一・一・トトリクロロエタン	一・一・二トリクロロエタン	一・一・三トリクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四・ジオキサソ	ダイオキシソシン類
燃え殻				○	○		○	○																	○		○
汚泥		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃油											○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
廃酸		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃アルカリ		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
銲さい																											
ばいじん		○	○	○	○	○	○	○																	○		○
指定下水汚泥																											

[備考] ・表中の「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

(以下余白)

